

## ●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年10月1日

香川県監査委員 三谷 和夫  
同 大西 均  
同 高田 良徳  
同 新田 耕造

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 書き損じた現金領収書の無効処理ができていないものがあつた。また、母子父子寡婦福祉資金償還金について、現金受払簿の引継の手続ができておらず、自主検査済の記載がなかつた。（中讃保健福祉事務所）</p> <p>(イ) 現金領収書について、金額を訂正したものがあつた。（川部みどり園）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかつた。（保健医療大学、東讃保健福祉事務所）</p> <p>(イ) 高速道路利用に係る通勤手当について、利用明細書による確認をしておらず、支給額が過大になつているものがあつた。（障害福祉課）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 直ちに書き損じた現金領収書の無効処理をした。また、母子父子寡婦福祉資金償還金について現金受払簿の引継手続をし、自主検査済の記載をした。</p> <p>(イ) 金額を訂正したものについて、再作成を行つた。今後、現金領収書に誤った内容を記入したときは、無効処理を行つた上で再作成することとする。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 令和2年度からは、清掃業務委託積算基準により設計金額を算定すべき箇所については、当該金額を予定価格として入札を行う。（保健医療大学）</p> <p>平成31年度の契約分については、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格として入札を行つた。（東讃保健福祉事務所）</p> <p>(イ) 直ちに修正手続を行い、平成31年4月に過支給額の返納を行つた。今後は実績入力に誤りが起きないよう、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p>

	(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の利用証明書を確認しておらず、手当支給額に誤りがあった。(障害福祉相談所)	(ウ) 直ちに実績手当通知の修正入力を行い、戻入の手続を行った。今後は複数の職員により利用申請内容の入力確認を確実に行う。
	(エ) 保有する郵便切手について、郵便切手類受払簿への登記が漏れていた。(障害福祉相談所)	(エ) 直ちに郵便切手類受払簿に登記した。今後は郵便切手の受払と同時に記載するよう事務処理を徹底する。
	(オ) 購入したはがきについて、郵便切手類受払簿への登記が漏れていた。また、郵便切手類受払簿(はがき、米ギフト券)に自主検査をした旨の記載がなかった。(川部みどり園)	(オ) 未登記のはがきについて、直ちに郵便切手類受払簿への登記を行った。今後、自主検査において郵便切手類受払簿の検査漏れがないよう検査を徹底する。
	(カ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(川部みどり園)	(カ) 旅費の支給がなされていなかったものについて、直ちに旅費申請を行うよう依頼し、旅費を支給した。今後、自家用車を使用した出張のうち旅費支給の対象となるものは、旅行者に対し旅費申請を行うよう周知を徹底する。